

# 相続登記に必要な書類

## (1). 用語

- 被相続人 — お亡くなりになった方のことです。
- 相続人 — 相続できる権利をお持ちの方全員です。
- 謄本 — 家族または世帯全員の証明書
- 抄本 — 家族または世帯一部の人の証明書
- 戸籍の付票 — 「ある戸籍に入っている方」の住所履歴を表す証明書類です。

## (2). 被相続人に関して必要な書類

○被相続人が生まれてから亡くなる迄の全ての戸籍謄本、原戸籍謄本、除籍謄本。

本籍地の市区町村役場。市民課（住民課）。

使用目的—相続登記に使用。

上記使用目的を申請書にお書きいただき、担当者に「司法書士から、生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類全て取得して下さいと言われた。」と、お話し下さい。

その役所に保管してある戸籍関係書類を発行してくれるものと思います。

●被相続人の戸籍の付票謄本

本籍地の市区町村役場。市民課（住民課）。

使用目的—相続登記に使用。

保存期間が、閉鎖されてから5年ですので、発行されない場合が有ります。

発行されないときには、その旨お知らせ下さい。

○相続する物件の評価証明書

物件所在地の市区町村役場。納税課等（市区町村によって異なります。）

使用目的—相続登記に使用。

同居の親族でないと発行しない役所もあります。

○相続する物件の権利証書

物件の確認を行うために拝見します。特に道路部分などの確認をします。

通常は、確認後お返しいたします。

## (3). 相続人に関して必要な書類

●相続人の戸籍（抄本）。

本籍地の市区町村役場。市民課（住民課）。

使用目的－相続登記に使用。

●相続人の住民票（抄本）

住所地の市区町村役場。市民課（住民課）。

使用目的－相続登記に使用。

**本籍地・筆頭者の記載**もお願いします。

●相続人の印鑑証明書

住所地の市区町村役場。市民課（住民課）。

使用目的－相続登記に使用。

有効期限はありませんが、なるべく新しいものをお願いします。

○印の書類を、相続登記依頼時にご用意頂きますと、処理が円滑に進みます。

●印の書類は、依頼時にあればなお助かります。

なお、ご依頼いただける物件が多数の場合は、被相続人名義の名寄帳（なよせちょう）を物件所在地における市区町村役場の納税課等で取得していただけますと、相続する不動産の漏れが無くなります。

ところで、相続財産には、積極財産（不動産、現預金、貸付金、生命保険等）と消極財産（借金等）があります。不動産以外の財産（借金などの消極財産を含む）があるときは、これらの資料もお持ち下さい。

以上の書類の他、各書類の調査完了後にお問い合わせの書類が出てくるときがありますので、その時には弊社事務所からの依頼に沿って頂きますようお願いいたします。

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入る橋弁慶町 233 番地  
ガーデンビル 5F

## 司法書士法務サービス京都

司法書士 前 田 義 宏

☎ 075-257-5595

☒ 075-257-5596

URL <http://www.office-xplus.com>